

## 情報処理学会アクレディテーション委員会JABEE 認定普及活動規則

### 1. 目的

日本技術者教育認定機構（JABEE）の審査（以降、本審査と略す）を希望する高等教育機関に対し、認定のための審査が適正かつ効果的に行なわれるために、受審を検討する教育機関に対してJABEE 認定の普及のため、受審講習会の開催や個別相談・助言の機会を提供する。これらの活動結果は必要に応じてアクレディテーション委員会（以降、本委員会と略す）がJABEEに報告する。

### 2. 受審講習会（受審を検討している高等教育機関関係者を対象）

- (1) 本委員会は個別高等教育機関に対して、受審講習会を実施することができる。
- (2) 講習会の講師は、以下の資格・経験を有する者であることが望ましい。また、本委員会にて承認された者でなければならない。  
\*審査長、審査員、JABEEの理事会、運営委員会、基準委員会、基準総合調整委員会、総務委員会、認定・審査調整委員会の委員，ならびにその経験者。
- (3) JABEEの定めた守秘義務を守ること。
- (4) 受審講習会の開催するにあたり、講師はその計画内容を書面にて事前に本委員会に提出すること。
- (5) 講師は受審講習会の実施後、その結果の概要を速やかに本委員会に書面にて連絡・報告すること。
- (6) 本委員会の委員長は必要に応じて、受審講習会の開催承認などをJABEEに求めること。
- (7) 受審講習会の費用は4. に定める。

### 3. 個別相談・助言（受審を検討している高等教育機関を対象）

- (1) 本委員会は個別高等教育機関に対して、個別相談・助言を担当する技術分野の受審準備指導を実施することができる。
- (2) 個別相談・助言は、認定申請書提出以前に実施する。
- (3) 個別高等教育機関などから講師の依頼を受けた者は、個別相談・助言に関する概要を書面にして速やかに本委員会に通知すること。
- (4) 相談・助言を担当する者（講師）は、原則として本委員会が推薦する。
- (5) 講師は審査長、審査員資格の保有者であり、原則として本審査の経験者であ

ること。

- (6) 講師はJABEEの定めた守秘義務を守ること。
- (7) 相談・助言の結果の概要は文面にて速やかに本委員会に報告すること。
- (8) 個別相談・助言に関係した者は、個別相談・助言を行なった年を含め2年間は当該教育機関の本審査の審査長および審査員を担当できない。
- (9) 相談・助言は、将来の本審査合否になんらの関係がないものであることに注意すること。
- (10) 本委員会の委員長は必要に応じて、個別相談・助言の結果などをJABEEに報告すること。
- (11) 相談・助言の費用は4. に定める。

#### 4. JABEE 認定普及活動に関わる費用

- (1) 本委員会が実施する受審講習会ならびに個別相談・助言活動は有料とする。
- (2) 実施要領は原則として下記の通りと定める。

1 高等教育機関につき1プログラムの場合や複数プログラムの場合もあり、受審講習会ならびに個別相談・助言の範囲や方法も多様になる。また講師が複数名になることもありうるが、下記は講師1人当たりの費用の目安とする。

##### (a) 受審講習会

- ・受講料（受講者側の負担金）： 2～3万円／人
- ・講師費： 受講料の総額が下記の講師派遣に伴う費用以下となる場合は (b)を適用する。

##### (b) 個別相談・助言（講師1名あたり）

- (i) 旅費は原則として実費とするが、経路については講師の裁量とする。
- (ii) 宿泊費は原則として実費とし事前に個別高等教育機関に了解を得ること。
- (iii) 講師費： 1日の場合 3万円／人  
2日の場合 5万円／人

—以上—

制定；2012年8月10日